

○ 単品スライド条項の適用対象の拡大

先行的に適用している鋼材類及び燃料油に加え、受注者との協議を踏まえ、すべての建設資材について適用対象に追加

・平成20年9月10日から適用済み

| 区 分 | 現行 (H20.6.13~) | 見直し後 |
|------------|----------------|----------------------------|
| 価格変動地域の捉え方 | 全国的な価格上昇に限定 | 地域的な価格上昇でも可能 |
| 対 象 品 目 | 鋼材・燃料油 | 工事請負代金に大きな影響を及ぼす全ての建設資材を対象 |
| 品 目 の 指 定 | 国土交通省による指定 | 発注者と受注者の個別協議に基づき適用対象資材を決定 |